

会議の名称	平成29年度第3回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成29年10月5日(木) 午後6時30～8時15分		
開催場所	東村山市役所 本庁舎6階 601会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 日下直喜委員・嶋田節男委員・田村初恵会長職務代理・ 当間丈仁委員・羽生田孝雄委員・水越久吉委員 (市事務局) 東村総務部長・清水総務部次長・武藤総務課長・湯浅情 報公関係長・須藤情報公関係主事</p> <p>●欠席者： 臼井雅子会長</p>		
傍聴の可否	傍聴 不可	傍聴不可 の場合 はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に 規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュ リティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を 審議するため
会議次第	<p>(1) 会長職務代理挨拶 (2) 諮問書授受 (3) 諮問審議 ・平成29年度諮問第5号 「在宅医療連携推進事業業務委託」 (健康増進課) ・平成29年度諮問第6号 「郵送型血液検査『スマホ de ドック』業務委託」 (保険年金課) (4) 報告 ・平成27年度諮問第5号「認知症アウトリーチチームの訪問支援 を依頼するための認知症疾患医療センターとの協定締結(個人情 報の外部提供及び目的外利用)」について、事業形態の変更 ・平成29年度第1、2回の審議会に出された意見に対する回答 (5) その他</p>		
問い合わせ先	<p>総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111 (内線2317) ファックス番号 042-390-6227</p>		
会 議 経 過			
<p>(1) 会長職務代理挨拶 会長職務代理は慣れないですが、本日はよろしくお願ひします。</p> <p>(2) 諮問書授受 東村部長から田村会長職務代理へ諮問書を手渡す。</p> <p>(3) 諮問審議</p> <p>○「在宅医療連携推進事業業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とす る。</p>			

※委員意見及び健康増進課の回答

- 市内 5 ヲ所にある地域包括支援センター内に設置する在宅療養支援窓口（以下「支援窓口」という。）に、医師又は薬剤師（以下「助言担当医」という。）をつけるということだが、固定の人がつくのか。
- 諮問書 12 ページをご覧ください。各地域包括支援センターごとに助言担当医を決める。ただし、月単位で助言担当医が変わることもある。
- 諮問書 3 ページ【(2) 責任者の配置】に、「受託者は、個人情報取扱責任者 1 名を配置する。」とあるが、決められたひとつの事務所で受託者の従業員が作業するような場合であれば、責任体制を明確にする観点から個人情報取扱責任者（以下「責任者」という。）の決定が必要だと思う。しかし本件では受託者は医師会・薬剤師会で、そこで決められた助言担当医がそれぞれの医療機関等で在宅要介護者の個人情報を保管するという理解でよいか。
- お見込みのとおり。
- 医師会等の事務局では個人情報を取扱わず、助言担当医がそれぞれの医療機関等で個人情報書類を保管するとなると、責任者は誰になるのか。
- これまで様々な事業を医師会及び薬剤師会に委託しているが、その際は両会ともに会長が責任者になることが多く、本事業においても同様の予定である。
- 助言担当医が行う面接・訪問相談は、通常の医療行為という位置づけになるのか。医師には医師法に基づいた守秘義務があるが、仮に助言担当医が個人情報漏洩の事故を起こした場合、医師個人の責任となるのか。それとも責任者が責任を負うのか。
- 面接・訪問相談を進めていく中で診療に移行するケースも出てくるが、その段階で本事業から外れたことになるので、医師の通常の医療行為となる。また、本事業は医師会及び薬剤師会と委託契約を締結するので、責任者となる両会長が責任を負うものと考えている。
- 本事業はセカンドオピニオンの側面もあると考える。もし、在宅要介護者がこの助言担当医には診てもらいたくないと言った場合はどう対応するのか。
- セカンドオピニオンというよりも、市内の医師や福祉関係機関の方が委員に入っている医療・介護連携推進委員会で、「かかりつけ医のいない方を地域の医療機関につなぐ事業が必要である。」との意見があり、本事業を立ち上げるに至ったものである。在宅要介護者と助言担当医のそりが合わないといった場合もあるかと思うが、事業を進めていく中で対策を検討していきたい。
- 在宅要介護者にかかりつけ医がいた場合、当該医師と助言担当医の間で医療見解の相違が生じるおそれがある。
- 原則、かかりつけ医がいる方はそちらに相談していただく。かかりつけ医がいない方に支援窓口で相談していただき、医療的な助言が必要な場合は助言担当医に相談する。
- 支援窓口の担当者とは地域包括支援センターの職員を指しているのか。
- お見込みのとおり。看護師又は保健師、社会福祉士、主任介護支援相談員の 3 職種担当者が配置されている。
- 在宅医療連携推進事業相談依頼書（以下「依頼書」という。）に記入する項目のうち、要介護度や障害手帳の有無、病歴などは個人情報保護法でいう要配慮個人情報にあたる。支援窓口から助言担当医に提供することについて、きちんと本人の同意を得る必要がある。単に口頭で説明するのではなく、「面接・相談を希望される場合は、依頼書に記入されている個人情報を助言担当医へ提供いた

- します。」という旨を在宅要介護者に書面で示し、承諾書を取っていただきたい。
- 諮問書 2 ページに「助言担当医と在宅要介護者の面接又は訪問相談時に支援窓口の担当者が立ち会えなかった場合は、面接相談又は訪問相談の結果を、支援窓口へ口頭又は書面等により報告する。」と記載してある。心配なのは、口頭での報告だと内容の誤認がおきかねないことである。助言担当医から報告を口頭で受けた支援窓口の担当者がその後在宅要介護者に支援を行うときに、面接・訪問相談の結果に対する誤認があると、上手く支援につながらない可能性がある。事務的で嫌がる医師もいるかもしれないが、助言内容は口頭ではなく書面で報告してもらう方が良く考える。
  - カルテなどもそうだが、医療相談を受けたときは医師は相談内容だけではなく医師個人の見解も書く。仮に本人から、助言担当医へ相談した結果について個人情報開示請求があった場合、医師の見解部分は開示できないこともある。書面での報告を義務付けるのは得策ではないのでは。
  - 諮問書 9 ページに依頼書の書式があるが、回答欄は助言担当医が書くのか。  
→ お見込みのとおり。
  - 依頼書に回答欄が設けてあるのだから「原則、面接相談又は訪問相談の結果は、依頼書にて回答する。」とした方が良い。  
→ 助言担当医への依頼回数は何件を見込むのかわからないが、あまり医師の負担にならない報告方法として、口頭又は書面としている。それ以外の方法は想定していない。
  - 在宅療養支援窓口の担当者は、医療分野はそれほど熟知しているわけではない。そういう人が在宅要介護者と助言担当医との間に入るので、依頼書に回答を書いてもらい、医者がきちんと回答したという証拠にしてもらいたい。
  - 書面に残す事は大きな証拠になってしまうので、現実的には回答内容をすべて書面に残すことはできないだろう。今議論になっている事は極めて専門性の高い医療行為に係ることなので、様々な意見があると思う。諮問書には「口頭又は書面」と書いているので、すべて口頭での報告で良いと捉えることができる。そうではなく、書面での回答を原則もらい、書面に書けない内容は口頭で報告する方法が良いと考える。
  - 依頼書の書式名を依頼書兼報告書と変更してはどうか。書式名を工夫してもらいたい。  
→ 承知した。
  - 医師が相談を受けることは理解できるが、薬剤師が相談を受けることはあまりイメージできない。どのような相談内容を想定しているのか。  
→ 頻度は多くないが、複数の薬局から処方を受けている方、二重服薬をされている方、服薬の内容を理解されていない方からの相談を受ける。
  - 本事業は、かかりつけ医がいない方を対象としたいとの説明が先程あったが、薬局で薬を処方されていることは、かかりつけ医がいると思う。そうすると、「かかりつけ医に相談してください」との案内になるが、それでも支援窓口に相談したい方は、受け付けるという理解で良いか。  
→ 複数の薬局から薬を処方してもらっている方もいるので、薬剤師には、薬局間の調整、多重服薬や残薬の調整をしてもらうことも想定している。
  - 在宅要介護者がかかりつけ医に相談可能であれば支援窓口に来ることはないが、もし来た場合は相談を受け付け、医療的な見解が必要であれば、医師又は薬剤師から回答を得るという理解で良いか。  
→ お見込みのとおり。
  - 依頼書の保存年限は5年だが、その根拠は何か。

- 各医療機関で保存される診療録と同じ保存年限にしている。
- 依頼書は所属機関内で保存するとのことだが、所属機関とはどこか。
- 助言担当医が所属する医療機関又は薬局で保管する。
- 支援窓口からの依頼に回答した助言担当医がいる病院で、5年間保管するという意味か。
- お見込みのとおり。
- 管理方法はどうするのか。
- 診療録と同様に、鍵のついた保管庫で管理する。
- 諮問書4ページに「保存期限を過ぎた際は、ただちに適切な方法で復元できない状態にして廃棄する。」とあるが、具体的にどのような方法なのか。
- 依頼書は紙媒体なので、診療録と同様に専門業者に依頼し、溶解又は焼却処分を行う。
- 支援窓口の職員が聞き取りをした相談内容を記録するシステムはあるのか。
- 地域包括支援センター内にある。
- 個人情報の正確性を保つという観点から、システムに記録される内容と依頼書の内容の整合性をとる必要があると考える。
- 地域包括支援センターにおいても紙媒体の依頼書を保管し、在宅要介護者に対する支援経過等がわかるようにする。
- 新しい事業に取り組まれるので様々な懸念があるかと思うが、今までにない良い面があるので我々委員はその期待を大きく持たなければならない。行政は市民に夢や希望を与えながら、これまでの行ってきた事業の狭間を埋めていく施策が重要である。もちろん懸念事項もあるので、事業を運営していくときはぜひ配慮していただき、もし何か問題が発生したときは、見直しを行っていくことが大切である。かかりつけ医がいない方の寄り添いになるような事業にしていきたい。
- 依頼書の書式名と医師からの報告方法は検討をお願いします。また、支援窓口から助言担当医に個人情報を提供するときは、本人の承諾を書面でとっていただきたい。

**○「郵送型血液検査『スマホ de ドック』業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。**

※委員意見及び保険年金課の回答

- 東村山市が発行する利用者のIDとは、個人番号のように生涯変わらない番号ではなく、この事業のために発行されるIDなのか。
- 本事業のために発行するIDである。当該IDを対象者に事前にお示して、自身で画面に入力していただく。
- スマートフォンがハッキングされ、勝手に写真を撮られたり、データを抜き取られることがある。マイページから自分の検査結果を見ることができるとのことだが、どのくらい遡って過去の検査結果も閲覧可能なのか。
- 事業者における検査結果データの保存期間は5年なので、本人が遡って閲覧できるのは5年前のデータまでとなる。
- スマートフォンは電源を付けたままの人が多く、ハッキングはかなり簡単だと思う。医療情報は他人に知られたくない情報である。通常、検査結果は何回も見ないと思うので、閲覧期間が5年間も必要なのか疑問である。
- 検査利用者がご自身のお金を使って、翌年以降に同じ検査を受けることもでき

る。そうした場合に経年的に検査結果の変化が見られるようにデータを5年間蓄積する。

- 39歳の若年健康診査の未受診者が対象であるが、この検査方法を気に入り、次年度も利用したい方は自らお金を支払っていただき、検査を受けることも可能である。
- (株)KDDIのプライバシーポリシーに、ダイレクトメールに係る説明が書かれていた。39歳の対象者に1回だけ実施する事業にも関わらず、なぜダイレクトメールの記載が必要なのかと疑問に思っていたが、次年度も検査を受ける方のためであると理解できた。
- 当市は保健事業の一環として本事業を実施するが、本来は個人がお金を払い受ける検査である。全国で多くの自治体が本事業を実施していて、健診に行かなくても手軽に自宅で検査結果を知ることができる。40歳以上の特定健康診査(以下「特定健診」という。)の受診率向上を目的として本事業を実施したい。
- 本事業では3社が関わる。各社の役割を教えてください。
- 市の委託先はKDDI(株)で、その再委託先として(株)リージャーと共同事業契約を締結している。また、(株)リージャーは、(株)アイルと契約を締結している。(株)リージャーは主に検査キットの梱包、宛先ラベルの添付、配送業務を行い、(株)アイルは自己採血済みキットの検査を実施する。
- (株)リージャーと(株)アイルで契約を締結しているとのことだが、どういう契約内容なのか。市民は、KDDI(株)が作成した専用画面で申込みを行うが、市民には、(株)リージャーや(株)アイルが本事業に関わることはわかるのか。
- 申込時、利用規約で告知している。
- そのことに同意する人だけ申しんでもらうという理解でよいか。
- お見込みのとおり。
- 若年健康診査はいつから実施していて、現在受診率はどのくらいか。
- 平成6年から実施し、受診率は約21%である。
- 40歳代の受診率が低いとのことだが、どのくらいか。
- 約25%である
- 職場で健康診断を受けるが、本事業の検査項目と重複する項目はあるのか。もし重複するなら、当該項目を検査する必要はないと考える。
- 若年健康診査と特定健診の検査項目はほぼ重複している。
- 40歳からの特定健診は法定事業のため各自自治体で実施していて、25歳から39歳の若年健康診査は当市独自の事業である。特定健診の受診率向上が医療費の適正化につながるので、若年健康診査を未受診の39歳の方に対し、「このような事業もあるので、ご自身の健康に目を向けていただけないでしょうか」というきっかけづくりを行うため本事業を行う。本事業の血液検査項目と特定健診又は若年健康診査の検査項目で重なる項目はある。
- 対象人数は80人程度を想定しているとのことだが、特定健診の受診率向上を目指している割には少ないと考える。
- KDDI(株)が行った他自治体での実証では、39歳の若年健康診査の未受診者における本事業の利用率が25%だったので、当市における39歳の若年健康診査の未受診者約243人のうち80人と設定した。
- 自治体によって事業の対象人数は様々である。全年代を対象としている自治体もあれば、当市のように対象者を絞る自治体もあるが、利用率は概ね25%という統計データがある。
- 対象者への告知はどうするのか。
- 市から対象者に通知を送る。

- KDDI(株)から市に分析報告をするとのことだが、報告方法はどのようになっているのか。
- 諮問書65ページに「検査結果をCD-ROMに格納し、引き渡しはセキュリティ便を使用し、渡し証、預かり証を取り交わす。」と記載している。
- 諮問書98ページに、匿名加工情報の取扱いの記載がある。この記載内容をみると、検査情報を加工して研究材料に使用すると思われる。
- 個人情報保護法には、個人を特定できないように情報を加工すれば、匿名加工情報として事業の用にできると規定してある。
- 契約上、KDDI(株)が収集した個人情報は、KDDI(株)が保有する個人情報として扱うのか、それとも東村山市の個人情報として扱うのか。もし市の同意を得ない限り、匿名加工情報の作成や利用を禁止すると契約上取決めすれば、当該契約においてKDDI(株)のプライバシーポリシーの匿名加工情報の係る条文の効力はなくなる。KDDI(株)に対し匿名加工情報の作成を禁じる旨を契約書又は個人情報の取扱いに関する特約条項に規定する必要があると考える。
- プライバシーポリシーに「お客様」という文言があるが、これは契約の相手方である東村山市を指しているのではないか。
- 「お客様」は、当市ではなく利用者個人を指している。本事業の契約は当市とKDDI(株)が締結するので、市の同意を得なければ、匿名加工情報の作成及び利用は認めないと契約書に規定することは可能かと考える。
- 私が39歳であれば通知が届いても利用しない。働き盛りなので通知をみないで廃棄してしまうと思う。事業の成果を上げるためには、本事業を実施する理由を通知に明記し、対象者の理解を得る必要がある。
- 事業の実施目的は案内文書には記載しない。「ご自身のお好きな時間に気軽に検査できるので、ぜひ利用してください。」といった案内文になっている。
- 若い人は何でもスマートフォンを使うので、検査結果もスマートフォンでみるのであれば、利用する人もいるかもしれない。
- 通知の案内文の提案だが、たとえば「たばこを吸っている方は受診してください。」など具体的症例を書くと、自分はこの症例に該当するので受診してみようかという気持ちになるかと思う。様々な人の意見を聴き工夫して作成してほしい。
- 検討する。
- 検査結果データ及び分析データは市が受け取るが、それをどう分析して次に繋げていくのか。
- 若年健康診査の未受診者の中には、密かに重症度の高い患者も存在することはわかっている。検査結果によっては、利用者に医療機関への要受診通知がスマートフォンに送られる。また、専用サイトから病院の検索も可能である。今後、医療機関に受診したかどうかの受診行動を確認し、確認できなければ市が受診勧奨することも検討していく。
- 自費で医療機関で血液検査を受ける費用と本事業の1件あたりの費用の比較をしておいていただきたい。たとえば、医療機関で2,000円で受診できるなら、市民の皆さんには医療機関での受診をご案内した方が効果的である。コストパフォーマンスを考えながら事業設計をしていくことを念頭に置いていただければと考える。

#### (4) 報告

○ 平成27年度諮問第5号「認知症アウトリーチチームの訪問支援を依頼するための認知症疾患医療センターとの協定締結（個人情報の外部提供及び目的外利用）」について、事業形態の変更

（情報公開係長）

平成27年に可の答申をいただいた「認知症アウトリーチチームの訪問支援を依頼するための認知症疾患医療センターとの協定締結」について、都が事業主体だったが、今後は市が事業主体となって病院と直接委託契約を結ぶ形に事業形態が変わると健康増進課より連絡があったため、ご報告する。

この事業はもともと都が先行して実施していたが、平成29年11月から市が青葉町にある多摩あおば病院と委託契約を結び、「認知症の疑いがあるが医療機関への受診がなかなか進まない方」がいた場合に、市や地域包括支援センターが多摩あおば病院に依頼すると、「アウトリーチチーム」が自宅を訪問して症状の確認などの早期診断を行う。

受託者が取扱う個人情報の種類や個人情報を記録する書類の形式、書類の保管・廃棄方法などは、これまでの「認知症アウトリーチチーム」事業と同じにするので、諮問ではなく報告とさせていただいた。

○ 平成29年度第1、2回の審議会で出された意見に対する回答

（情報公開係主事）

＜諮問第1号（健康増進課）＞

- 委託先及び再委託先における個人情報の取り扱いについて、契約書に沿った履行を確保することが大切である。委託先であれば、市が委託先に立入調査をして作業実態を確認する方法もあるが、再委託先については、市は直接的な指揮命令権を有しないので難しい。しかし「個人情報の取扱いに関する特約条項第13条」に基づき、再委託先にも作業確認のため立入検査をする必要もあるかと考える。適正な履行の確保につながる方策を検討していただきたい。
- ⇒ 再委託先の立ち入り検査は委託先が行ない、その報告を市健康増進課が受ける。報告に基づき、個人情報の漏えいにつながる重大な事態が見受けられる場合は、委託先と共に再委託先の立ち入り検査を行うことを考えている。

＜諮問第2号（市民課）＞

- 誤印刷の証明書等の廃棄方法の協議、コンビニ従業員に対する本事業の個人情報の取扱いに関する指導方針や廃棄方法の手順書作成、端末に不具合が生じた際の交換時期、以上の3点をJ-L I Sに確認していただきたい。
- ⇒ J-L I Sに確認を行い、以下の回答をいただいた。
  - ・誤印刷の証明書等に関しては、一律で本人返却の対応としている。
  - ・個人情報の取扱い、廃棄方法の手順等はコンビニ事業者とJ-L I Sとで取り決めをしている。また、コンビニ事業者にはサービスマニュアルの策定をもらっている。
  - ・キオスク端末の設置及び保守管理については、コンビニ事業者と製品供給会社での契約となるため、J-L I Sは保守管理に関する基準を決めていない。そのため、端末に不具合が発生した場合は、コンビニ事業者が製品供給会社に連絡し、契約内容に基づいて修理される。

< 諮問第 3 号 (市民相談・交流課) >

- 事業者が別の事業者に個人情報の廃棄を依頼した場合に、廃棄証明書を発行されることはあるが、受託者自身が消去し、それを別の事業者が確認して廃棄証明書を発行するという話は聞いたことがない。廃棄方法について再度確認していただきたい。
- ⇒ 廃棄方法については、使用するパソコンのレンタル会社に返却する際にパソコンを出荷状態（初期化する）に戻す。返却後、レンタル会社で最終チェック、クリーニングを実施し、データ消去の証明書を取得する。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

**【理由】**

情報公開条例第 6 条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。